



令和6年12月3日
国土交通省関東地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

関東地方整備局長は、キングランリニューアル株式会社に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

<発表記者クラブ> 竹芝記者クラブ 神奈川建設記者会 横浜海事記者クラブ 埼玉県政記者クラブ

<問い合わせ先>

関東地方整備局 建政部

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1921

建設産業第一課 課長 一力（いちりき）（内線：6141）

建設産業第一課 課長補佐 大平（おおひら）（内線：6696）

建設業者に対する監督処分について

国土交通省関東地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行いました。

記

1. 処分対象業者

	商 号	許可番号	代表者	所在地
	キングランリニューアル株式会社	国土交通大臣許可 第 27307 号	堤 大輔	東京都 千代田区

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分

- （1）今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - ② 社内の業務運営方法の調査・点検を行うとともに、業務管理体制の整備・強化を行うこと。
 - ③ 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育（以下「研修等」という。）の計画を作成し、役職員に対し必要な研修等を継続的に行うこと。
- （2）前項各号について講じた措置（同社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合には当該措置を含む。）について、文書をもって速やかに報告すること。

3. 処分理由

キングランリニューアル株式会社は、建設業の許可を受けずに建設業を営む者と建設業法施行令第1条の2に定める金額を超えた額をもって下請契約を締結した。このことが建設業法第28条第1項第6号に該当すると認められる。